補償業務管理士専門科目研修実施の案内 (令和5年度)

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

目 次

はじ	めに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	受講資格のある者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	研修会場・実施期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1	研修会場等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2	申込受付場所及び申込受付期間 ・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 研修の科目等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	研修と受験(筆記試験)との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4.	申請に必要なコース別書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5.	記載上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6.	受講手数料及び納入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7.	研修で使用する市販図書 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
8.	研修受講上の諸注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
9.	専門科目研修修了証書の交付 ・・・・・・・・・・・・・ 1	3
10.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
11.	記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
12.	研修会場の案内図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	. 0

はじめに

この研修は、補償業務管理士の資格を取得しようとする下記の「1. 受講資格のある者」を対象に「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第2条及び第17条に基づき実施するものです。

1. 受講資格のある者

- ① 今年度コース I により共通科目研修を受講した者及び専門学校を卒業し、補償講座の単位を取得し共通科目研修を免除された者(29頁参照)。ただし、既に専門科目の筆記試験に合格し、共通科目の筆記試験が不合格で共通科目の研修有効期間(3箇年)が失効し、新たに今年度共通科目の研修を受講した者を除く。
- ② 既にコース I で共通科目に合格し、専門科目の筆記試験が不合格で専門科目の研修有効期間(3箇年)が失効し、再度専門科目の研修を受講する者。
- ③コースⅢで受講する者

既に補償業務管理士の資格を有している者で新たに他部門の資格を取得するために必要な当該部門の実務経験を 4 年以上有する者及び専門科目の筆記試験が不合格で専門科目の有効期間(3箇年)が失効し、再度、専門科目研修を受講する者。

ただし、附則第2項に基づき取得した部門のみを有する者で新たな部門を追加取得しようとする者は、コース I で共通科目研修からの受講となります。

④総合補償部門を受講する者

補償関連部門を含む3以上の部門の登録がなされている補償業務管理士。ただし、免除申請基準(実施規程第20条第2項第2号)に該当する者を除く。

2. 研修会場・実施期間等

(1) 研修会場等

研修会場・実施期間等は次のとおりです。

○講習会方式

実施部門	実 施 場 所		実	施期	間	
天 旭 司 门		月		日(曜	星日)	
土地調査部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	6	27 (火)	28 (水)	29 (木)	30 (金)
土地評価部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	7	4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)
機械工作物部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	7	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)
営業補償・ 特殊補償部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	7	4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)
事業損失部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	7	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)

補償関連部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	7	11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)
総合補償部門	ビジョンセンター西新宿 TEL03-6262-3553 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル	6	27 (火)	28 (水)	29 (木)	30 (金)

○Web 配信によるオンデマンド研修方式

実施部門	実 施 方 法		配信期間			
天 旭 即门			日(曜日)			
	Web 配信によるオンデマンド研修方式により実					
	施します。		11 日(火)9:00~			
物件部門	受講者専用のインターネットに接続し、メール	7	31 日(月)17:00			
物件部門	の送受信可能なパソコン(又はタブレット)が	1				
	必要となります。		21 日間			
	なお、詳細は受講者宛別途お知らせします。					

(2) 申込受付場所及び申込受付期間

申込の受付場所及び受付期間は、下記のとおりです。

郵送による申込は5月22日(月)必着でお願いします。

受付期間後半は込み合いますので、お早めに申込ください。

記

	申込受付期間			
申 込 受 付 場 所	自 年月日(曜)	至 年月日(曜)		
(一社) 日本補償コンサルタント協会 研修事業部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2 - 3 - 2 0 虎ノ門YHKビル 6 F 電話 03-3591-7711 (研修事業部 直通)	令和5年 5月8日(月)	令和5年 5月22日(月)		

※ **令和5年度の「共通科目研修」を「コースI」で受講**し、次に専門科目研修を受講する 者に**限り、別途、受付期間を設けております。**(共通科目研修最終日に配布する添付書類 **「事務連絡」参照**のこと)**必ず、共通科目研修修了後に申込手続き**をしてください。(修了 証書の写しが添付されていない申し込みは、**無効**となります。)

「過年度にコース I を選択し専門科目研修から再度受講する者」や、「専門学校補償講座取得者」、或いは、「コースⅢ」で新たに専門科目研修から受講する者は、これに該当いたしません。必ず上記「申込受付期間」内にお申し込みください。

(3) 研修の科目等

部門別研修のカリキュラム及び日程等は次のとおりです。

①土地調査部門

月日	9:00 10:0	00 11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
6月27日 (火)	土地調査 概説	民沒	垰概説	(同左)					
	(1)	((2)			(4)			
6月28日(水)	地籍調	查概説	法定外公 共物概説	権利、権利者調査の実務					
(/](/)	(2)			(4)					
6月29日 (木)	境界確認の実務 立入調査 の実務			権利、権利者調査の実務					
(/)	(2	;)	(1)	(4)					
6月30日(金)	,	兑	土壌汚染に関する調査の実務 ^{16:00} 閉講:						
(31/2)		(3)		(3)				M14447	

⁽注)1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

②土地評価部門

月日	9:00 10:0	0 11:0	00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
7月4日 (火)	土地評価概説	艦定 評			不動産	鑑定評価	理論概説	公的評価の概説		
	(1)		(2)			(2.5)	(1.5)			
7月5日 (水)	公共用地の取得における 土地評価の実務(理論)					公共用地の取得における土地評価の実務 (算定)				
(/1<)		(4)								
7月6日 (木)	土地の種	(同左) 所有権以外の権 の評価の実務								
(/14)		(3)				(2)				
7月7日 (金)	土地の使用 補償額算気		公共補償にお ける土地に関 する補償			補償額算 の実務		也価公示 制度概説	16:00 閉講式	
	(2		(1)	(2)			(1)			

⁽注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

③物件部門

OWeb 配信によるオンデマンド研修

(配信期間:令和5年7月11日(火))9:00 ~ 7月31日(月)17:00)

No.	科目	講義時間
1	物件概説	1
2	建築基準法等概説	2
3	建物等の取得等の補償	1.5
4	建物移転補償の実務	3.5
5	木造建物の調査と算定の実務	4
6	木造特殊建物の調査と算定の実務	1
7	非木造建物の調査と算定の実務	3
8	建物設備の調査と算定の実務	3
9	工作物(機械工作物の「機械工作物」及び「生産設備」を除く。)、立竹林 の調査と算定の実務	3
1 0	建物等の移転に伴い生ずる損失の補償額算定の実務	3
1 1	公共補償における建設費等の補償	2

④機械工作物部門

月日	9:00 10:0	00 11:00	12:00	13:00	14:0	0 15	:00	16:00	1	17:00
7月18日 (火)	機械工作物概説	機械工作物関係	《法規概説	(同左)						
	(1)	(2)		(4)						
7月19日 (水)	単体機板	成の調査と算定の	機械工作物移転補償の実務 (調査、算定の手順等)							
(/14/		(3)	(4)							
7月20日 (木)	機器等に 設備等	プラントの調査 ライン と算定の実務 調査と								
(>1*)	(3)			(2)			(2)			
7月21日(金)	機械工作物移転補償の実務 (仕様書、算定要領)			(同差	E)	生産設備の			16:00 閉講式	
		(3))	(2)				

- (注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。
 - 2 ()内は時間数を示します。

⑤営業補償·特殊補償部門

月日	9:00 10:0	00 11:00	12:00	13:00	14:0	00 15:00	16:00	17:00		
7月4日 (火)	営業補償・ 日 特殊補償概説 営業調査の実務				(同左) 営業		補償額算定の実務			
(90)	(1)	(2)		(1)		(3)				
7月5日	営業補償額算定の実務				簿 記 概 説			会計•財務諸表概説		
(水)		(3)	(2)			((2)			
7月6日	漁業	営業補償額算定の実務								
(木)		(3)	(4)							
7月7日 (金)			農業、立毛、養殖物等 補償の実務			物等の	16:00 閉講式			
(亚)	(3)			(3)			1010年上で			

- (注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。
 - 2 ()内は時間数を示します。

⑥事業損失部門

*************************************				1				
月日	9:00 10:0	0 11:0	0 12:00	13:00	14:0	00 15:00 1	6:00 17:00	
7月18日 (火)	(manage		よる事業損失 の実務	(同左)		事業損失に係わる判例の動向		
	(1)		(1)	3)			
7月19日 (水)	公害関係法及び環境 アセスメント概説 (同右)		建物等の損害等による 事業損失の実務			事業損失補償 の実務		
(/11/	(2))	(1)	(3)			(1)	
7月20日 (木)	テレビジョン電波受信障害による 事業損失の実務			水杜	[渇等] (公共補償におけ る公共施設等の 損傷等に対する 費用の負担		
		(3)			(3)		(1)	
7月21日(金)	その他(騒音ない類型)の	残地及び隣接地工事費等 の補償の実務		16:00 閉講式				
		(3)				(3)		

- (注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。
 - 2 ()内は時間数を示します。

⑦補償関連部門

月日	9:00 10:0	00 11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:0	0 17:00	
7月11日 (火)	補償関連概説	補償実務の	基礎的知識	(同左)				水源地域対策 特別措置法概説	
() ()	(1)	(2	(3)				(1)		
7月12日 (水)	生活再建 措置の実務	生活再建 調査の実務	住民意向 調査の実務						
(/,; •/	(1)	(1)	(1)	(4)					
7月13日 (木)	裁決申	裁決申請書の作成の実務				事業認定申請書の作成の実務(実務)			
(//*/		(3)				(4)			
7月14日(金)	補償説明の実務			(同左				16:00 閉講式	
(312,)		(3)				(2)	MILLIA		

⁽注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

⑧総合補償部門

月日	9:00 10:0	00 11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
6月27日 (火)	用地	1取得マネジメン	マネジメント 1			行政対象暴力 用地訴		訟(紛争)
		(3)			(2)			(2)
6月28日 (水)		用地事務の あり方とコンプ ライアンス	(同右)		地取得計画 作成の実務	用地	也事務工程	管理の実務
		(1.5)	(1.5) (0.5)		(1.5)	(2.5)		5)
6月29日 (木)		民 法 (2)		ۓ	上地収用法		補償に関する相談 の実務	
(/(/				(2)			(2)	
6月30日		説明会の実務		公共用地交渉の実務		養務	16:00	
(金)		(2)			(3)			閉講式

⁽注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

^{2 ()}内は時間数を示します。

^{2 ()}内は時間数を示します。

3. 研修と受験(筆記試験)との関係

筆記試験を受けるためには、共通科目研修及び専門科目研修の受講が必須です。(コース I の場合、 両科目を受講修了しなければ次の筆記試験へは進めません。ただし、コースⅢの場合は、専門科目研修のみ。また、それぞれの研修の有効期間は3箇年。)

なお、コース I 共通科目研修受講修了者で専門科目研修申込にあたって**コース変更等を希望する方は、申請手続きが必要となります**ので、協会本部 研修事業部までご連絡ください。(2頁「記」参照)

令和5年度の筆記試験については、専門科目の筆記試験を下表のとおり実施します。**午後の専門科目の試験時間が分かれている部門については、2部門の受験が可能となります**ので、コース I 又はⅢの方で2部門受験される方は当該部門の研修を受講してください。

令和5年度補償業務管理士検定試験(筆記試験)実施時間割

令和5年10月22日(日)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
午 前	午後		
9:15~11:45	12:45~14:45	15:00~17:00	
	土地調査部門	事業損失部門	
共 通 科 目		物件部門	
	土地評価部門		
	그 돈 다 때 마니기	機械工作物部門	
総合補償部門			
	補償関連部門	営業補償・ 特殊補償部門	

4. 申請に必要なコース別書類

申込書一式(「受講申込書」(様式1)、「受講写真票」(様式2)、「受講票」(様式3)及び「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」)及び添付書類(コース別に区分)を「受講申込書」(様式1)の、表面をコピーしたもの1部と一緒に提出してください。(下表参照)

<表 コース別必要提出書類>

申込書一式

(各コース共通) 右表上段

1. \sim 4.

+

添付書類

(コース別・ 勤務形態別) 右表下段

1,2

または (1)、**(2)、(3**)

- 1. 「受講申込書」(様式1) 及び「その表面の写し」1部
- 2. 「受講写真票」(様式 2) ※写真1枚(縦 4 cm、横 3 cm、脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影したもの)
- 3. 「受講票」(様式3)
- 4. 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」★
 ★上記 4.:「今年度(令和5年度)コース I 」で共通科目研修から受講している者は、「令和5年度 共通
 科目研修申込の際、提出済み」と記載し添付のこと(27頁参照)。コースⅢ及び再度受講受け直しのコース I の方は、直近 4 年以上の経歴を記載したものを添付のこと。

コース [の添付書類

①「共通科目研修修了証書」(写し) ただし、専門科目のみの「再研修受 講者」にあっては、「検定試験(筆記) 結果通知書」(写し)

②「健康保険被保険者証」(写し) (注1)、(注2)

コースⅢの添付書類

(ただし、総合補償部門選択者は下記(1)参照)

<勤務形態 A> ※

(補償業務経歴期間が現 在の勤務先のみで満たす 場合)

- ①「補償業務管理士登録 証」(写し)
- ②「健康保険被保険者証」 (写し)(注1)、(注2)

<勤務形態 B> ※

(補償業務経歴期間が複数の勤務先の合算で満た す場合)

- ①「補償業務管理士登録 証」(写し)
- ②「健康保険被保険者証」 (写し)(注1)、(注2)
- ③「年金記録照会」(写し) または「被保険者記録照会 回答票」(写し)(注2)

別紙**『専門科目研修の使用図書の斡旋申込書』**に必要な図書の購入部数を記入し、各出版社宛てに FAXする。(★市販図書を使用する部門を選択した**受講者全員対象**となります。)

- ※ コースIIIは勤務先形態により A または B 欄の書類が必要となります。
- (注1) 被保険者証が「国民健康保険被保険者証」の場合(船舶保険被保険者証はこれに含みません。)は、勤務先の代表者による在職期間、国民健康保険被保険者証である理由、常勤している(いた)旨の**証明書も添付**してください。(**「後期高齢者医療被保険者証」**の場合も同様に添付)
 - また、イ)「健康保険被保険者証」の表面に**勤務先名称の記載が無い**
 - ロ)「健康保険被保険者証」の資格取得年月日が補償業務経歴に記載した**年数より新しい**

これらの場合は、「年金記録照会」(写し)または「被保険者記録照会回答票」(写し)を一緒に提出してください。

- (注2) ねんきんネット「年金記録照会」又は「被保険者記録照会回答票」(https://www.nenkin.go.jp/n_net/) **年金記録が全て記載**してあるものに限ります。
- ※これらの写しについては、いずれも保険者番号及び被保険者等記号、番号等を読み取れないように塗りつぶし (マスキング)を施したうえで提出してください。

(1)総合補償部門受講申込者については、下記の書類のみ提出となります。(5点)

- 1. 「受講申込書」(様式1)(原本)及び「その表面の写し」1部
- 2. 「受講写真票」(様式 2)
- 3. 「受講票」(様式3)
- 4.「補償業務管理士登録証」(写し)
- 5.「健康保険被保険者証」(写し)

※経歴書の添付の必要は ございません。

(2)専門学校補償講座取得者については、

・上記 <表 コース別必要書類 > の「申込書一式」4点と「コースIの添付書類(ただし、①「共通科目研修修了証書(写し)を除く)」 + 補償講座単位取得が記載されている「卒業証明書」(写し)または「単位取得証明書」(写し)を提出してください。

5. 記載上の注意事項

- ① 受講申込に際しては、必ず受講者本人が所定の様式を使用し、作成してください。
- ② 記入に当たっては、**黒又は青インクのペン又はボールペン**を用い、**必ず楷書で記入**してください。 特に人名については、字を崩したりせず正確に記入してください。(パソコン等による作成も可、 変換ミスにご注意ください。)
- ③ 提出書類に不備(記入漏れ、誤記等)又は偽りがあった場合には、**受講できない**ことがあるか、**受講 失格**となることがありますので、必ず**受講者本人が記入又は入力**してください。
- ④ **全提出書類をコピーして、最終合格発表まで必ず保管**しておいてください。(後日、記載事項について確認する場合があります。)
- ⑤ **再研修受講者**は「受講申込書」(様式 1)の上部右余白に**朱字で「再」**とお書きください。 なお、「再研修受講者」とは、共通科目の筆記試験は既に合格し、専門科目研修の有効期間(3 箇年)が失効したため、再度専門科目の研修を申し込む者です。
- ⑥「受講写真票」(様式2)

写真1枚(縦4cm、横3cm、脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影、正面を向き表情が認識できるもの)を所定の欄に貼付してください。

その他記入に関する詳細な注意事項は、14頁以降の「記載例」を参照してください。

6. 受講手数料及び納入方法

① 正会員又はその他の受講手数料は、次表(次頁記載)のとおりです。

なお、当該受講者が現に勤務している営業所等が正会員でなくても、同一法人等の本社、支社又は営業所等のいずれかが当協会の正会員となっている場合には、受講手数料は正会員の額となります。(この場合の会員番号は、会員名簿に記載されている番号を用いてください。主たる営業所が正会員の場合はその番号を、その他の場合は地理的に近い営業所等の会員番号を記載してください。)※正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含まれません。

② 受講手数料は、ATM 機等(インターネットバンキング可)により、**受講者の個人名**で下記口座に振込み、その「利用明細書」等の「写し」を「専門科目研修受講申込書」(様式 1)裏面の所定の場所に貼付してください。振込みに際しては、当協会の正会員の方は、**個人名の前に必ず会員番号を入力**してください。(例: **3-7** コウノ タロウ)

なお、振込みに要する費用は、受講者の負担といたします。

振 込 先: 三菱UFJ銀行本店

預金種目: 普通預金

口座番号: No.7649508 ※注: 口座番号にご注意ください。

受 取 人: 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

所 在 地: 東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 6階

- ③ 受験手数料を纏めて**数人分振り込む場合又は、勤務先名でのみ振り込み**をする場合には、「受講申込書」裏に振込控え(写し)を添付する際、空白部分に振り込まれた受講者個人名を記載してください。また別途 FAX(03-3591-6607)にて、受講者名を記載してお知らせください。
- ④ 現金等による受講手数料の納付は受け付けません。

<部門別受講手数料一覧>

〇お振り込みは、申込開始日7日前からお願いいたします。

	全部門共通(1部門)						
	正会員 💥	その他					
受講手数料	40,000円	50,000円					

※正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含まれません。

- ※複数部門申し込む場合、 **受講手数料 × 部門数 となります。**
- (注) 1. 受講手数料には消費税等を含んでおります。
 - 2. 交通費、宿泊費は含まれておりません。
 - 3. 宿泊場所は、各自で用意してください。
 - 4. 受講申込後、受講を取下げる場合は、速やかに協会本部研修事業部に連絡し、必要な手続きをお取りください。

※受講手数料の返還

- ① 受講初日の半月前まで ・・・・・・・・・・ 80%返還
- ② 上記①以後、受講初日の一週間前まで ・・・・ 50%返還
- ③ ①、②以後 ・・・・・・・・・・ 返還なし 注)返還に伴う振込手数料は、受講者の負担とする。

7. 研修で使用する市販図書

研修で使用する図書は、下記のとおりです受講者自らが用意して、ご持参ください。

- ●土地調査部門
 - <市販図書なし>
- ●土地評価部門
 - ・要説 不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン ㈱住宅新報出版

・改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務

㈱大成出版社

●物件部門

<市販図書なし>

- ●補償関連部門
 - ※令和4年12月28日第3刷発行(「営業補償調査算定要領(案)」(令和3年 3月19日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)及び同解説(QA)制

定に伴う変更内容等を付記。)

㈱ぎょうせい

・改訂版 明解 事業損失の理論と実務

・全訂 事業認定申請マニュアル

㈱大成出版社

・心理的アプローチによる用地折衝の進め方

㈱大成出版社

- ●事業損失部門
 - ・改訂版 明解 事業損失の理論と実務

㈱大成出版社

- ●営業補償・特殊補償部門
 - ・基準と事例でわかる!営業補償の実務

㈱ぎょうせい

※令和4年12月28日第3刷発行(「営業補償調査算定要領(案)」(令和3年 3月19日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)及び同解説(Q&A)制 定に伴う変更内容等を付記。)

- ●機械工作部門
 - <市販図書なし>
- ●総合補償部門

<市販図書なし>

以上ですが、受講する部門により持参する図書が違いますので注意してください。

※研修会場では、研修使用図書の販売はいたしません。

- ○『全訂 事業認定申請マニュアル』/㈱ぎょうせい
- ○『基準と事例でわかる!営業補償の実務』/㈱ぎょうせい
- ○『改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務』/㈱大成出版社
- ○『改訂版 明解 事業損失の理論と実務』/㈱大成出版社
- ○『心理的アプローチによる用地折衝の進め方』/㈱大成出版社

1

上記の図書は、斡旋いたしますので、出版社別の**別紙『専門科目研修の使用図書の斡旋申込書』に必要な図書の購入部数を記入して各出版社宛てにFAX**してください。※FA ※番号は斡旋申込書に記載されております。

○『要説 不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン』/㈱住宅新報出版



直接、㈱住宅新報社へ発注してください。(※Amazon でも取り扱いがあるそうです。)

その他の研修テキストは、研修会場で配付します。

* 斡旋申込する使用図書の発送及び支払について:

図書の発送は締切日より後日となります。 発送・支払方法などの詳細については、各出版社へお問い合わせください。

<図書出版元>

- ㈱住宅新報出版 ・・・・・03-6388-0052
- ㈱ぎょうせい ・・・・・・03-6892-6571
- ㈱大成出版社 ・・・・・・03-3321-4131

8. 研修受講上の諸注意

- ① 「受講票」(様式3)が、研修実施日5日前までに到着しない場合は、受講申込先(当協会本部2頁記.)へお問い合わせください。
- ② 研修当日は、必ず「受講票」を持参してください。
- ③ 研修初日は、8時45分までに受付を済ませて着席してください。(オリエンテーション及び 開講式を行います。)
- ④ 研修期間中は、毎朝受付を行いますので、講義開始 10 分前までに「受講票」を受付に提示してください。また、遅刻をしないようお願いいたします。(遅れてきた場合、受講できないことがあります。)

9. 専門科目研修修了証書の交付

研修を修了した方には、修了証書を交付します。

(注) コース I またはコースⅢで**専門科目研修受講後住所等に変更が生じた場合**には電話、FAX 等で速やかに協会本部までご連絡ください。(ただし、コースⅢでこの専門科目研修を受講した方の場合は、速やかに「補償業務管理士登録事項変更申請」の手続きを行ってください。)

11. 記載例

◎ 記入事項はすべて、令和5年5月1日現在で記入してください。



◎ 提出の際には、記入漏れのないよう、再度チェックしてください。(様式 1)

令和5年度 補償業務管理士専門科目研修受講申込書

					•		w	
				会長認印	*	受付番号	*	
	拜	仏は、補償業務を	管理士研修及び検定試	験 実施規程第	88条の	見定により研	「修を受講したい	
	<i>O</i>	で、下記のとお	り申込みます。					
			令和	15年5月10	日			
	,	★氏名、生年月日は化	主民票と相違のないように記え		氏名)	甲野 太	. Èß	
	-		日本補償コンサルタ長 清水 郁夫					
		ふりがな	こうの たろ・	9 年	満	(生生	年月日)	
	1.	氏 名	甲野太	郭 女 令	40 歳	昭和平成	58年2月13日	
	2.	現住所	7169-0016					
		グロエ // -	東京都新宿区高田馬場一丁目一番一子 スカイマンション 503 号					
		(詳細に記入)	電 話: 03(4321)5673 ★本人と連絡の取れるとこを記入する					
ļ	_	#1 →6 11	e-mail: T-kouno@ya		「等について記入してください。) ▼			
	3.	勤務先 	(現在所属 している本社	、支社、支店等				
一般社 長、課		名 称	虎ノ門補償株	式会社	電話	·	53) 8166	
別を訂る	人		〒 105−0003		FAX ──★今現在	•	5 3) 6 6 8 1 【 こころの名称、	
Ť		所 在 地	-	5新橋四丁目:		人する(支社や営	業所ならば、その所在は	
		勤務先での 役 職 等	部長		入 社 年月日	平成 3	年 4月 1日	
協会会員 3必ず記		一会員番号	3 - 7					
S SPD 会		コース区分(右	のコース区分いずれか	ゝを○印で囲ん	んでくだ	さい。コース	ス [・(コース III)	
号とは異 ます				(3) (4)	(5)	(6)	(8)	
	4.	研修を受けよう とする部門		物件 機械 工作物	営業補 特殊補	事業損失/	補償関連 総合補償	



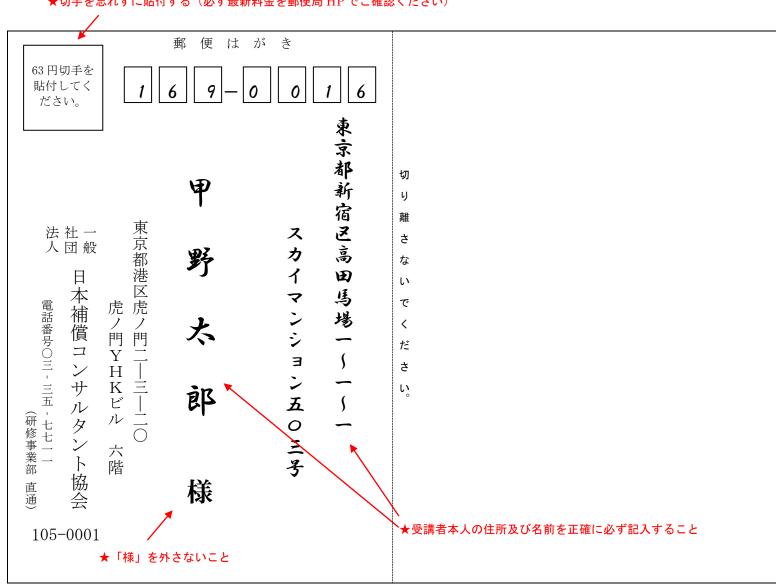
利用明細書等(写し)貼付欄(全面のり付け)

- ① 受講手数料を振り込んだ際の「利用明細書」等の **写し**を貼付してください。
- ②貼付されていない方は、受講できません。

★原本を貼付された場合、後日返却できません

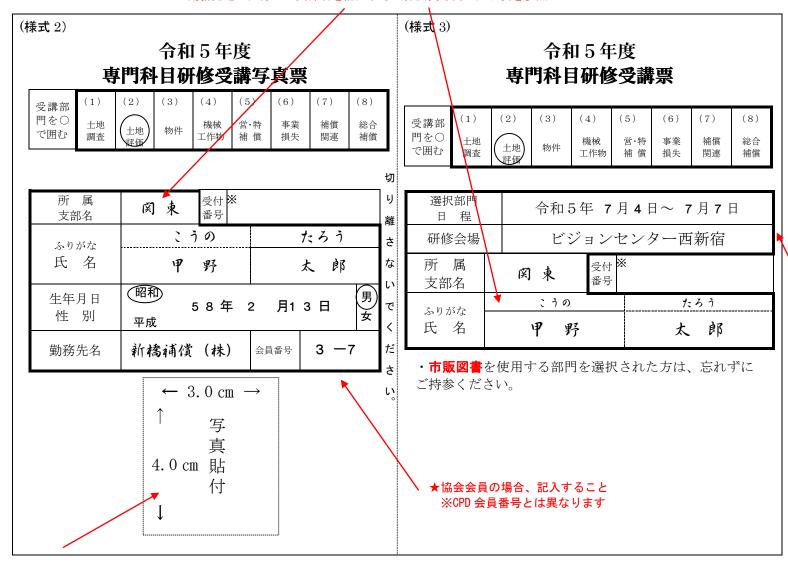
- ※ネットバンキング振込の場合、振込完了後の画面をA4版にプリントアウトし、 そのまま申込書の次に添付してください。
- ※研修受講申込書は、両面をA4版1枚で作成してください。
- ※複数部門受講の場合は、部門ごとに作成してください。

★切手を忘れずに貼付する(必ず最新料金を郵便局 HP でご確認ください)





★勤務先地で区分した支部名を記入する(非会員も同じ)右表を参照



勤務先別所属支部

支部	名	勤務先所在地 (都道府県)					
北海	道	北海道					
東	北	青森 秋田	岩手 山形				
関	東	埼玉	栃木 千葉 川 山季	東京	;		
北	陸	新潟	富山	石川			
中	部	岐阜 三重	静岡	愛知			
近	畿	滋賀 兵庫 福井	-3 - HI	大阪 和歌山	I		
4	国	鳥取 広島	島根 山口	岡山			
四	国	徳島 高知	香川	愛媛			
九	州	福岡 熊本 鹿児島	大分	長崎 宮崎			
沖	縄	沖縄					

★選択部門の日程を記入すること

※「物件」部門の場合は、配信期間を 記入し、研修会場欄に斜線を引いてく ださい。

★写真 1 枚(縦 4 cm、横 3 cm、脱帽、上半身 6 ヶ月以内に撮影)を貼付する

★太枠内に必要事項を記入のこと

様式8、「補償業務経歴」の記載上の留意点

- ① コース皿(初研修・再研修)及びコースI(専門科目研修から再研修)は経歴を記載 し押印したものを提出してください。(コースIで今年度の共通科目研修から受講してい る者(令和5年度受講者)は「令和5年度 共通科目研修申込の際、提出済み」と記入 し提出すること。27頁参照)
- ② 記載事項はすべて、令和5年5月1日現在で記入してください。
- ③ 用紙が足りない場合は、**コピーして使用**してください。
- ④ 提出の前に記入漏れ、誤字、脱字のないよう、**再度チェック**してください。
- ⑤ 8「補償業務経歴」の欄の部門ごとの件名は、契約時の業務発注件名を記載してください。その際、件名それ自体では具体的な事業内容、業務内容がはっきりしない場合には、次の記入例1のように業務発注名の後に具体的事業名(収用対象事業であることが分かるように)、及び業務内容(部門の対象業務であることが分かるように、〇〇調査、積算等)を補足し、補償業務が明確になるようにしてください。なお、各部門の業務内容は、参考1のとおりです。

記入例 1

契約件名 〇〇地区用地調査等業務委託**(一般国道〇〇号改築工事(物件・・・非木造建物に係る調査、積算業務を含む。)**

⑥ 8「補償業務経歴」の欄の「資格を取得しようとする部門の業務経歴」には、「下請業務」は該当いたしません。また、当該業務経歴は、**暦年又は年度ごとに原則 2 事例以上記載**してください。暦年又は年度ごとに実務経歴の記載がない場合は、期間計算には算入しないでください。

資格を取得しようとする部門の業務経歴は4年以上必要です。

- ⑦ 8「補償業務経歴」の欄の従事年数の証明は、所属する又は所属した会社等の**人事権を有する証明者**(通常は代表者)により行ってください。
- ⑧ 所属する又は所属した会社等が複数のときは、**複数の会社等の証明が必要**です。なお、この場合には、証明を要する会社等ごとに8「補償業務経歴」を提出してください。
- ⑨ 会社等が倒産等により、証明を得ることができない場合には、その理由書と当時、その在職期間中の役員又は上司等の2名以上の連名により証明してください。 この場合、証明者がその期間に在職していたことを証する資料(例えば、登記事項証明書の写し、年金加入記録照会等)を添付してください。

部門別補償業務経歴記載例

本様式については、特に下記事項について留意し、次頁以降の記載例にしたがって記載のうえ提出してください。

※ 発注者(上段)

土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程第2条第1項の「補償業務を直接請負った経歴(元請)」しか認められませんので、建設会社、コンサルタント会社、民間企業、個人等からの発注は業務経歴には加算されません。

※ 補償業務の件名(下段)

契約書の件名では、当該部門の補償業務内容であるか分かりづらい場合は、以下のように **収用対象事業の種類(内容)、当該部門の業務の内容であること**等が分かるように適宜補 足してください。

(例) (契約書の件名) 「国道○○号線用地調査等業務」



(土地調査部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地調査業務(登記簿の閲覧、土地の境界確認、権利者の住所・氏名の確認含む。)

(土地評価部門)

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区土地評価**業務(標準地評価及び比準業務)

(物件部門)

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区用地調査**業務(**非木造建物及び立木等調査算定を含む。**)

(機械工作物部門)

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区支障物件調査**業務(**〇〇工場設備調査算定業務**)

(営業補償・特殊補償部門)

国道〇〇号線**道路拡幅工事に伴う××地区用地調査**業務(**〇〇商店営業休止補償調査算定業務を含む。**)

(事業損失部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区家屋調査業務(電波障害影響調査を含む。)

(補償関連部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区意向調査業務

※ 業務経歴期間の計算については、年度又は暦年で時点の異なる2事例以上ある場合、 本様式の終期から始期を差し引いた年月数が実務経験年数となりますが、それを満たさな い場合は、それぞれの業務経歴期間の積み上げとなりますのでご注意ください。

資格を取得しようとする部門の業務経歴は4年以上必要です。

※ 件名の選択に当たっては、所属会社が受注した事例ではなく、必ず**申請者本人が担当した事例を記載**してください。(虚偽の記載をした場合は、実施規程第 21 条第 3 号に抵触するおそれがあります。)

(記載例)

氏 名

星野佐知

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、 この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、 コピーしてお使いください。

土地調查

部門

			DP	
		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成29 年	5月から	○○県○○地方振興局
	資	29 年	7月まで	県道57号改築工事○○地区用地測量業務
				(土地境界確認、権利調査等土地調査を含む。)
	格	29 年	9月から	○○地方整備局○○河川国道事務所
	を	29年	12月まで	一般国道○号改築工事○○地区土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
	取	30年	4月から	○○市道路建設課
	得	30年	6月まで	市道○○線○○地区拡幅歩道設置工事用地測量業務
		·		(登記簿閲覧、境界確認等土地調査を含む。)
	し	30 年	9月から	○○県○○土木事務所
	ょ	30年	11月まで	○○川改修○○地区築堤工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
	う	令和元年	6月から	○○地方整備局○○河川事務所
8.	と	元年	7月まで	○○川水系○○砂防堰堤工事用地測量等業務(権利調査等の土地調査を含む。)
0.	す	元年:	10月から	○○町土木課
	る	2年	1月まで	町道○○線拡幅工事用地調査業務(土地境界確認等の土地調査を含む。)
	部	2年	6月から	○○市街路課
	門	2年	9月まで	都市計画街路○○線交通安全施設設置等工事土地調查業務 (権利調查、土地境界確認等)
	\mathcal{O}	2年	11月から	○○地方整備局○○国道事務所
	補	3年	2月まで	○○西バイパス建設工事○○地区用地調査等業務(権利確認等土地調査を含む。)
	償	3年	5月から	○○県○○地方振興局
	業	3年	7月まで	広域農道○○線拡幅工事用地測量調査業務 (登記簿閲覧、土地境界確認等業務を含む。)
	務	3年	9月から	○○県○○土地改良区
	経	4年	2月まで	○○地区ほ場整備事業灌漑排水工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
	歴	4年	6月から	○○市下水道課
		4年	8月まで	○○地区下水処理場建設工事用地測量業務(登記簿閲覧等土地調査を含む。)

合 5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和○○年△△月××日

所 在 地

東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名

代表取締役 ○ ○ ○ ○

甲野太郎

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

土地評価

部門

> < \		してお使いへたさい	0				
		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)			
		平成29 年	4月から	○○県○○土木事務所			
	資	29 年	6月まで	県道20号拡幅工事○○地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
	格	29 年	8月から	○○地方整備局○○国道事務所			
	を	29年	11月まで	一般国道○号改築○○地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務等土地評 価業務)			
	取	30年	4月から	○○市土木局道路建設課			
	得	30 年	5月まで	市道○○線改築○○地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
	L	30年	9月から	○○県○○地方振興局			
	ょ	30年	11月まで				
	う	令和元年	5月から	○○公団○○開発本部○○開発局			
_	と	元年	7月まで	新住宅市街地開発事業○○ニュータウン○○標準地評価及び比準業務			
8.	す	元年	9月から	○○県道路公社			
	る	元年:	12月まで	一般有料道路○○線拡幅工事○○地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業			
	部	2年	4月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所			
	門	2年	5月まで	高速自動車国道○○線○○地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)			
	\mathcal{O}	2年	10月から	○○地方整備局○○河川国道事務所			
	補	3年	2月まで	一級河川○○川水系○○川改修○○地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)			
	償	3年	5月から	○○地方整備局○○河川国道事務所			
	業	3年	7月まで	一般国道○号改築○○バイパス○○地区用地買収に伴う土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)			
	務	3年	8月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所			
	経	3年1	11月まで	一般有料道路○○線○○ジャンクション建設工事○○地区用地買収に伴う 標準地評価及び比準業務			
	歴	4年	5月から	○○県○○土木事務所			
		4年	7月まで	県道51号改築工事○○地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
				合 計 5年 4月			

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和○○年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇

会社

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏 名		吉田俊尚	
	物	件	部門

		してお使いへたさい	0	
	_	期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成29 年	5月から	○○地方整備局○○国道事務所
	資	29 年	7月まで	一般国道○号改築○○地区建物等調査算定業務
	格	29 年	9月から	○○県○○地方振興局
	を	29年1	11月まで	県道15号改築工事○○地区非木造建物等調査算定業務
	取	30年	4月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所
	得	30 年	8月まで	高速自動車国道○○線○○地区用地調査等業務 (物件・・木造、非木造建物調査、算定業務)
	し	30年	9月から	○○市道路建設課
	ょ	30年1	11月まで	市道○○線○○地区交通安全施設設置工事非木造建物等調查算定業務
	う	31年	4月から	○○地方整備局○○国道事務所
8.	ک	令和元年	7月まで	一般国道○号改築○○バイパス○○地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物、立木等調査算定)
	す	元年	9月から	○○地方整備局○○河川事務所
	る	元年1	11月まで	○○川水系○○砂防堰堤工事物件調査算定業務 (建物等調査算定)
	部	2年	4月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所
	門	2年	8月まで	一般有料道路○○線○○インターチェンジ建設工事家屋調査算定業務
	0)	2年	10月から	○○市街路課
	補	3年	2月まで	都市計画街路○○線改築工事建物等調查算定業務
	償	3年	5月から	○○市道路建設課
	業	3年	8月まで	市道○○線改築○○地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物等調査算定業務)
	務	3年	9月から	○○県道路公社
	経	3年1	11月まで	一般有料道路○○線拡幅工事○○地区家屋調查算定業務
	歴	4年	5月から	○○県○○地方振興局
		4年	8月まで	広域農道○○線拡幅工事家屋等調査算定業務
		4年	8月まで	広域晨道○○線拡幅工事家屋等調査算定業務 合 計 5年 4J

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和○○年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇



鈴木 洸太郎

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合 は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になります ので、コピーしてお使いください。

機械工作物

部門

		7						
		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)				
		平成29 年	4月から	○○地方整備局○○国道事務所				
	資	29 年	8月まで	一般国道○号改築○○地区物件調査算定業務 (機械工作物・・・ガソリンスタンド施設調査算定)				
	格	29 年	9月から	○○県○○地方振興局				
	を	29年1	12月まで	県道5号改築工事○○地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・食品加工機械設備移転調査算定)				
	取	30年	4月から	○○市都市計画局街路課				
	得	30 年	6月まで	都市計画街路○○線改築工事用地調査業務委託 (機械工作物・・・化学工場プラント施設調査算定)				
	L	30年	9月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所				
	ょ	31 年	3月まで	高速自動車国道○○線○○地区用地調査等業務委託 (機械工作物・・・金属加工工場ライン設備調査算定)				
	う	令和元年	5月から	○○地方整備局○○国道事務所				
	ک	元年	7月まで	一般国道○号○○バイパス建設工事○○地区特別物件調査等業務委託 (機械工作物生コン製造プラント調査算定)				
8.	す	元年	9月から	○○市土木局道路建設課				
	る	元年	12月まで	市道○○線改築○○地区用地調査業務 (機械工作物自動車整備工場機械調査算定業務)				
	部	2年	4月から	○○県○○地方振興局				
	門	2年	8月まで	主要地方道〇〇線拡幅工事〇〇地区歩道設置工事物件等調査算定業務委託 (機械工作物・ガソリンスタンド施設及び石油貯蔵タンク移転調査算定)				
	\mathcal{O}	2年	11月から	○○市都市計画局街路課				
	補	3年	1月まで	都市計画街路○○線改築工事支障物件調査算定業務 (機械工作物・・・パン製造工場設備調査算定)				
	償	3年	5月から					
	業	3年	7月まで	一般国道○号改築○○バイパス○○地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・有線放送設備の調査算定)				
	務	3年	9月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所				
	経	4年	1月まで	一般有料道路○○線○○インターチェンジ建設工事物件調査算定業務 (機械工作物・・・採石プラント調査算定)				
	歴	4年	5月から	○○県○○地方振興局				
		4年	7月まで	林道○○線改築工事機械工作物等調査算定業務 (機械工作物・・・製材機械調査算定)				
				合 計 5年 4月				

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和○○年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

会社 ¥PP

佐藤守胤

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合 は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になります ので、コピーしてお使いください。

営業補償・特殊補償

部門

		C (40 XX V - \ / L C V	• •					
		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)				
		平成 29 年	5月から	○○地方整備局○○国道事務所				
	資	29 年	8月まで	一般国道○号改築○○地区○○商店他営業調査算定業務 (営業・・・営業休止等補償算定業務)				
	格	29 年	9月から	○○市街路課				
	を	29年	10月まで	都市計画街路○○線改良工事営業調査算定業務 (営業・・・クリーニング店営業休止補償算定)				
	取	30年	4月から	○○県○○土木事務所				
	得	30 年	6月まで	○○港改修工事漁業調査業務(特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)○○市道路建設課				
	L	30年	9月から					
	ょ	31年	3月まで	市道○○線○○地区交通安全施設設置工事用地調査業務 (営業・・・パチンコ店等休業補償調査算定)				
	う	令和元年	5月から	○○地方整備局○○港湾工事事務所				
	ک	元年	8月まで	○○港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)				
8.	す	元年	9月から	○○県○○地方振興局				
	る	元年	11月まで	県道○○号改築工事○○地区○○商店等他○件営業調査算定業務 (営業・・・営業廃止及び休業補償調査算定業務)				
	部	2年	4月から	○○市道路建設課				
	門	2年	7月まで	市道○○線改築○○地区用地調査業務 (営業・・・コンビニエンスストア等営業休止補償等調査算定業務)				
	\mathcal{O}	2年	11月から	○○地方整備局○○国道事務所				
	補	3年	2月まで	○○東バイパス建設工事○○地区用地調査等業務 (営業・・・○○商店営業規模縮小補償額算定業務)				
	償	3年	5月から	○○地方整備局○○河川国道事務所				
	業	3年	7月まで	一級河川○○川水系○○川改修○○築堤用地調査等業務 (特殊・・・農業廃止補償調査算定業務)				
	務	3年	9月から	○○町土木課				
	経	3年1	12月まで	町道○○線拡幅工事用地調査業務 (営業・・・美容院営業休止補償調査算定業務)				
	歴	4年	4月から	○○市下水道課				
		4年	6月まで	○○地区下水道管渠整備工事用地測量業務(営業・・・○○商店他営業休止補償調査算定)				
				合 計 5年 2月				

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和○○年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

新橋補償株式会社 名 称

代表取締役 〇 〇 〇 代表者氏名

山本満

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

事業損失

部門

		C CADEV TEEV	0					
		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)				
		平成 29 年	4月から	○○市道路建設課				
	資	29 年	5月まで	市道○○線改築工事○○地区建物等事前調査業務				
	格	29 年	9月から	○○地方整備局○○国道事務所				
	を	29年1	10月まで	一般国道○号改築○○地区建物等事前調査業務				
	取	30年	4月から	○○地方整備局○○国道事務所				
	得	30年	6月まで	一般国道○号改築○○地区建物等事後調查算定業務				
	し	30年	9月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所				
	ょ	31年	1月まで	高速自動車国道○○線○○高架橋建設工事電波障害影響事前調査				
	う	令和元年	5月から	○○県○○地方振興局				
	と	元年	8月まで	県道○○号改築工事○○地区家屋等事前調査業務				
	す	元年	9月から	○○地方整備局○○国道事務所				
8.	る	元年	11月まで	一般国道○号○○バイパス○○隧道建設工事物件調査業務 (事業損失・・・水枯渇補償算定)				
	部	2年	5月から	○○県道路公社				
	門	2年	6月まで	一般有料道路○○線改築工事○○地区家屋事前調査業務				
	0	2年	11月から	○○県道路公社				
	補	3年	2月まで	一般有料道路○○線改築工事○○地区家屋事後調查算定業務				
	償	3年	5月から	○○市都市計画局街路課				
	業	3年	7月まで	都市計画街路○○線改築工事建物等事前調査業務				
	務	3年	9月から	○○県○○地方振興局				
	経	3年]	12月まで	広域農道○○線拡幅工事用地調査業務 (事業損失・・・家屋等事前調査)				
	歴	4年	4月から	○○地方整備局○○河川事務所				
		4年	6月まで	○○川水系○○砂防堰堤工事物件調査算定業務委託(事業損失・水枯渇補償算定業務)				
-	•			合 計 5年 3月				

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

\triangle fn \bigcirc	上 丶	\wedge	I 🗸	\/	
令和○○	- ∠	\triangle		X	匚

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇

全部

伊藤三花

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、 この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、 コピーしてお使いください。

補償関連

部門

		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)			
		平成 29 年 4	月から	○○地方整備局○○国道事務所			
	資	29年 9	月まで	一般国道○号改築工事用地調査業務 (補償説明業務を含む。)			
	格	29 年12	月から	○○地方整備局○○ダム工事事務所			
	を	30年3	月まで	○○ダム事業に伴う地域住民意向調査業務			
	取	30年 4	月から	○○県○○土木事務所			
	得	30年 6	月まで	○○ダム事業に伴う地域住民生活再建調査業務			
	し	30年 9	月から	○○地方整備局○○ダム工事事務所			
	ょ	30年12	月まで	○○ダム事業に伴う代替地対策調査業務			
	う	令和元年 5	月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所			
	ک	元年 8	月まで	高速自動車国道○○線○○インターチェンジ建設工事裁決申請書添付図 書等作成業務			
8.	す	元年 9	月から	○○地方整備局○○国道事務所			
	る	元年12	月まで	一般国道○号改築○○バイパス○○地区用地調査業務 (事業認定申請図書作成業務を含む。)			
	部	2年 5	月から	○○県○○農林事務所			
	門	2年 6	月まで	○地区灌溉事業○○ダム建設事業用地調査業務(補償説明業務を含む。)			
	\mathcal{O}	2年11	月から	○○高速道路㈱○○支社○○工事事務所			
	補	3年 2	月まで	一般有料道路○○線○○ジャンクション建設工事裁決申請書添付図書作 成業務			
	償	3年 5	月から	○○県○○地方振興局			
	業	3年10	月まで	○○ダム事業計画策定に伴う用地関係予備調査業務			
	務	3年11	月から	○○県○○土木事務所			
	経	3年12	月まで	○○港改修工事漁業調査業務(補償説明業務を含む。)			
	歴	4年 4	月から	○○地方整備局○○ダム調査事務所			
		4年 9	月まで	○○ダム事業に伴う地域住民意向調査業務			
				合 計 5年 6月			

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和○○年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇

会社

☆今年度(令和5年度)共通科目研修受講者のみ

氏 名	広	尾	真	実
	土地評	価		部門

		期	間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
	資			
	格			
	を			
	取			
	得			
	し、			
	ļ.			人名广发库 北汉到日虹坡中等点牌 相小学士
	う と			令和5年度 共通科目研修申込の際、提出済み
8.	す			
	る			
	部			
	門の			
	の 補			
	償			
	業			
	務			
	経			
	歴			

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和	年	月	日
1 J /I H		<i>,</i> , ,	-

所 在 地 ※日付、証明印の必要はありません。

名 称

代表者氏名

各部門に係る補償業務の内容

1. 土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び 内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

2. 土地評価部門

- (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間 若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

3. 物件部門

- (1) 木造建築、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

4. 機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

5. 営業補償・特殊補償部門

- (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

6. 事業損失部門

事業損失※)に関する調査及び費用負担の算定業務

(注)※)事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損失等をいう。

7. 補償関連部門

- (1) 意向調査※1)、生活再建調査※2)その他これらに関する調査業務
- (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
- (3) 事業認定申請図書等の作成※3)業務
 - (注) ※1) 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。
 - ※2)生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。
 - ※3) 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための協議相談 用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の 作成及び裁決申請図書作成等をいう。

8. 総合補償部門

- (1)公共用地取得計画図書の作成業務
- (2)公共用地取得に関する工程管理業務
- (3)補償に関する相談業務
- (4)関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- (5)公共用地交渉業務※)
 - (注) ※)公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得に対する協力を求める業務をいう。

別紙

専門学校における補償講座(年度別開設状況)

			開設学科		
支部 学校名		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
東北	学校法人 北杜学園 仙台工科専門学校	環境土木工学科	環境土木工学科	環境土木工学科	
関東	学校法人 専門学校 中央工学校	測量科(夜間部)	測量科(夜間部)	測量科 (夜間部)	
<u> </u>	学校法人 電波学園	測量科	測量科	測量科	
	東海工業専門学校 金山校	測量設計科	測量設計科	測量設計科	
近畿	学校法人 創真総合技術学園 近畿測量専門学校	情報測量学科	情報測量学科	情報測量学科	
九州	学校法人 嶋田学園 福岡国土建設専門学校	都市環境設計科	都市環境設計科	都市環境設計科	
74/11	学校法人	土木建設科	土木建設科	土木建設科	
	九州測量専門学校	測量情報科	測量情報科	測量情報科	
	計	6校	6校	6 校	

12. 研修会場の案内図

○ビジョンセンター西新宿(新宿サンエービル) ★詳しくは、HPをご覧ください。



(※ 注意:「7番出口」は、地下街経由の出口です。)

• JR 各線「新宿駅」南口 徒歩約8分

「新宿駅」南口を出て右、坂を下ります。

「西新宿一丁目」の交差点を渡り、「ヤマダ電機 LABI」を通り過ぎます。 向かい側にコンビニが見える信号を右に曲がり、100mほど進むと「ビジョンセンター西新宿」(新宿サンエービル)がございます。

コース I /コースⅢ 提出書類再確認表

コース別	提出書類			
	受講申込書(様式 1)及び「表面写し1部」	共通	通科目研修修了証書(写し)	
т	受講写真票(様式2) または、検定試験(こは、検定試験(筆記)結果通知書(写し)	
I	受講票(様式3) 8.資格を取得しようとする部門の補償業務 経歴	健康保険被保険者証(写し)		
	受講申込書(様式1)及び「表面写し1部」 形		補償業務管理士登録証(写し)	
	受講写真票(様式 2)	態 A	健康保険被保険者証(写し)	
Ш	受講票(様式 3)	勤務形	補償業務管理士登録証(写し)	
	8.資格を取得しようとする部門の補償業務経歴		健康保険被保険者証(写し)	
			年金記録照会(写し) または、被保険者記録照会回答票(写し)	
I •Ⅲ 共通	指定の市販図書(市販図書を 使用する部門選択の場合のみ、持参 する。)			

総合補償部門(コース皿)提出書類再確認表

	受講申込書(様式 1)及び「表面写し1部」
	受講写真票(様式 2)
総合補償部門選択	受講票(様式3)
	補償業務管理士登録証(写し)
	健康保険被保険者証(写し)

※提出書類内容の詳細については、8頁をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

- 1 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講者のプライバシーを尊重します。
- 2 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講申し込みの際に、講習業務の遂行上 必要な事項として、氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、資 格者の登録・更新講習会・補償コンサルタント CPD 制度の案内等に利用し、それ以外の目的 では使用しません。
- 3 申し込みの際にご提出いただいた申込書の内容を外部に意図的に公開、提供することはありません。
- 4 外部からの個人情報の公開、提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により個人情報を開示しなければならないときは、開示する場合があります。
- 5 申込者の情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

ー般 社団 日本補償コンサルタント協会

郵便番号 105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20

虎ノ門 YHK ビル 6 階

電 話 03(3591)7711

(研修事業部 直通)

FAX 03 (3591) 6607